

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成24年度第2回北本市自治基本条例審議会
開会及び閉会日時	平成24年12月26日(水) 午前9時から午前10時45分まで
開催場所	北本市文化センター第2研修室
委員長氏名	会長 有働秀鷹
出席委員(者)氏名	有働秀鷹、須藤善次郎、柴田辰雄、宮原鈴代、浅野昭八、高荷正春、鈴木洋子、遠井美智子
欠席委員(者)氏名	
説明者の職氏名	協働推進課長 磯野治司 協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	北本市長 石津賢治 総合政策部長 朝尾光二 協働推進課長 磯野治司 協働推進課主幹 長嶋太一 主事 五十嵐亮太
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 市長あいさつ</li> <li>3 会長及び副会長の選出について</li> <li>4 諮問について</li> <li>5 審 議 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北本市市民公益活動推進計画について</li> <li>(2) 今後の審議予定スケジュールについて</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>6 閉 会</li> </ol>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 北本市市民公益活動推進計画の考え方について</li> <li>3 北本市自治基本条例審議会規則</li> <li>4 北本市内に事務所を置く特定非営利活動法人リスト</li> <li>5 協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート報告書</li> <li>6 北本市市民と行政との協働推進計画施策実施状況のまとめ</li> <li>7 北本市ボランティアグループ一覧</li> </ol>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p><b>1 開 会</b> これより、平成24年度第2回北本市自治基本条例審議会を開催します。 お手元に配付させていただきました次第に基づきまして進行させていただきます。</p>
事務局	<p><b>2 市長あいさつ</b> — 市長あいさつ —</p> <p><b>3 会長及び副会長の選出について</b> 本日の北本市自治基本条例審議会は本年度第2回の会議になりますが、委員の皆様におかれましては、平成24年4月30日に任期が満了し、改めて5月1日付けで委員の再任をお願いしたところで、改選後としましては本日が初の会議でございます。 従いまして、まずは、北本市自治基本条例審議会規則第4条「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」の規定により、改めて会長、副会長の選出をお願いするものでございます。 議事の進行につきましては、北本市自治基本条例審議会規則第5条第1項の規定により、本来、会長をお願いするものですが、不在となっておりますので新たな会長が決まるまでの間、市長に議長をお願いします。</p>
市長	<p>担当課長からご説明申し上げましたとおり、改めて会長、副会長の選出をお願いします。いかがいたしましょうか。</p>
浅野委員	<p>自治基本条例に掲げられた理念をきちんと推進していく大変重要な案件を審議する会のため有働会長、須藤副会長に引き続き留任をお願いしたい。</p>
市長	<p>再任が良いとのご発言をいただきましたが、皆様よろしいでしょうか。有働委員、須藤委員、引き続きお願いできますか。</p> <p style="text-align: center;">— 本人了承 —</p>
市長	<p>それでは、恐れ入りますが、有働会長、須藤副会長、引き続きよろしく願い申し上げます。 ごあいさつをいただけますか。</p> <p style="text-align: center;">&lt;有働会長あいさつ&gt; &lt;須藤副会長あいさつ&gt;</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>4 諮問について 有働会長、須藤副会長、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。 今回の主な議題は、北本市市民公益活動推進計画についてであります。これにつきまして市から北本市自治基本条例審議会に対して諮問し、ご意見をいただきたいと考えております。つきましては市長より会長へ諮問書をお渡しさせていただきます。</p> <p>《市長から会長に諮問書交付》</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 次に、審議に入るところでございますが、市長はこの後、別の公務がございます。恐れ入りますが、ここでの退席をお許してください。</p> <p>＜市長退席＞</p>
事務局	<p>5 審 議 それでは、改めまして次第の5 審議に入ります。議事の進行につきましては審議会規則第5条第1項の規定により、会長をお願いいたします。</p>
有働会長	<p>それでは、議事に入ります。 「(1) 北本市市民公益活動推進計画について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>＜北本市市民公益活動推進計画について 諮問関係資料を示して説明＞</p>
有働会長	<p>皆様からご意見、ご質問等ございますか。</p>
柴田委員	<p>第5 市民公益活動推進施策の展開の中で「既存の広報媒体の見直し」とあるが、北本駅の東西自由通路に設置している掲示板について見直しを行うべきだ。小さい上に公益活動と関係のない掲示がされている。市内のボランティア団体にはPRを積極的に行いたい団体が少なくない。その理由は、30年前には活動を希望する人が非常に多かったが、現在はボランティアに参加する人が少なく、団体でも高齢化が進んでいるからである。活動者を増やしていくには行政がもっと支援をしていかなければならない。駅掲示板は現在使い勝手が悪いため、きちんと整理していただきたい。ボランティア連絡会では今回の北本まつりでお金を出してブースを借り上げてPR活動を行った。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>また、コミュニティーセンター内の市民公益活動支援コーナーは隣が図書室になっており、小さい声で話さなければならず、ボランティア相談を行う環境ではない。</p> <p>年間を通じてきちんとした情報発信が必要になってくる。これからは市民の人にも何ができるか考えてもらわなければならない。ボランティアへの新たな参加者が少なく、会員の高齢化も進んでいる。そのため人材育成が大切になってくる。行政としても積極的に支援を行うべきだ。市はボランティア情報の提供などは社協まかせになっている。年間を通して団体を紹介するなど積極的に宣伝してもらいたい。</p>
有働会長	<p>新庁舎が建設されるが庁舎内に支援コーナーのような施設はできませんか。</p>
事務局	<p>情報コーナーなど現在の支援コーナーと同じ機能を持ったスペースは確保したいと考えています。</p>
柴田委員	<p>文化センターは使えないのか。市民意識調査では27%もの人が今後ボランティアに参加したいと回答している。その人々のきっかけ作りが大切だ。人が集まるところで情報を提供しなければ意味がない。</p>
高荷委員	<p>図3 北本市市民公益活動推進計画の位置付けの中の第22条コミュニティの活動の支援の下にはなにも記載がないがこれはどのように考えているのか。</p>
事務局	<p>白紙の状態です。現状の支援を継続するものと考えます。</p>
浅野委員	<p>市民と行政の協働によるまちづくりとあるように7万人の市民に議論の場を与えることも必要なのではないか。作業部会、検討委員会で2年検討してきたとしても市民に理解されないのでは仕方がない。市民に考えてもらう場を提供する必要がある。</p>
宮原委員	<p>ボランティア団体は非常に閉鎖的で、普通の市民からすると入りづらく、団体の名前すら知らない場合が多い。市の広報に情報を載せてもらっても、実際には見ていない市民がほとんどである。多くの人に見たいと思わせる何か工夫が必要だ。市民の意識の低さも問題である。</p> <p>コミュニティーセンター内の支援コーナーは私は1回しか行ったことがない。場所も悪く入りづらい。市役所や文化センターなどに移設するなど気軽に入りやすい環境づくりが必要だ。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
遠井委員	自治基本条例により目指すべき方向と目的は決まっている。新庁舎も完成するので、それを活用しアピールできれば良いと思う。市民も注目するので良い機会だ。
有働会長	昔と違いボランティアの活動者が減ってきたという話が出ましたが、ボランティアやNPOの活動者は減っても、逆に自治会やコミュニティ活動に人が流れたとも考えられるのではないのでしょうか。
須藤副会長	会長がおっしゃるようにコミュニティ活動も社会貢献活動の一翼を担っています。今後このような活動をどのように組み合わせて発展させていくかが重要だと思います。
高荷委員	高齢化に関する新聞のアンケートで定年後に何をしたいかと尋ねたものがあつた。50%は働きたい、48%は自分の趣味を行いたい、残りの2%が地域活動を行いたいとのことだった。この2%の人をもっと掘り起こすことが必要で、施策に入れておく必要があるだろう。
浅野委員	議会は今、執行機関の監視のみを行っている状態だが、これからはそれだけでは駄目だと思う。市民とのまちづくりにもっと積極的に関与していくべきだ。
有働会長	議会については、諮問された事項ではありませんが、答申とは別に議会に対する要望を審議会の意見として伝えることは可能だと思います。 それでは、続きまして「(2) 今後の審議予定スケジュールについて」の説明をお願いします。
事務局	今後ご審議いただく日程でございますが、1月の中旬と下旬にそれぞれ2日ずつ会場を確保しております。大変忙しいスケジュールとなってしまいますが、本日の会議とこの2回の会議で答申をいただきたいと考えております。 次回の会議で集中的にご議論いただきまして、その内容を事務局がまとめまして答申案を作成いたしますので、1月の下旬の会議で答申の内容を確定していただきたいと考えております。
有働会長	審議スケジュールについて事務局から提案がありましたが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。  — 一同了承 —

会 議 記 録 (3)

発言者	発言内容・決定事項
有働会長	<p>それでは、開催日程の調整をいたします。</p> <p>第3回審議会 1月11日(金) 13時半から 第4回審議会 1月22日(火) 13時半から</p>
有働会長	<p>「(3) その他」について、事務局から連絡事項等ございますか。</p>
事務局	<p>既にお知らせいたしましたとおり、9月議会におきまして、北本市市民参画推進条例及び北本市協働推進条例が一部修正の後可決され、9月28日付けで公布されました。</p> <p>施行日は2条例ともに平成25年4月1日となっております。</p> <p>要綱やパンフレット等が完成しましたら後日、内容に関して説明させていただきます。</p>
有働会長	<p>その他、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>それでは、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。</p>
	<p>6 閉 会</p>
須藤副会長	<p>以上をもちまして、平成24年度第2回北本市自治基本条例審議会を終了いたします。お疲れさまでした。</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成24年 1月 10日 会長 有働 秀彦</p>	